

市民意見提出手続実施概要書

次の案件について、市民の皆さんなどからの御意見を受け付けています。

施策等の名称	さぬき市過疎地域持続的発展計画（案）	
意見募集の趣旨	令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、人口減少や高齢化の進展が顕著な旧津田町及び旧大川町地域が過疎地域に指定されました。 これにより令和3年度に策定された、両地域の持続的発展を目指すための「さぬき市過疎地域持続的発展計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）について、この度、令和8年度を始期として新たに策定いたしますので、市民の皆様からの意見を募集します。	
公表資料	政策等の概要	さぬき市過疎地域持続的発展計画（案）
	関連資料	さぬき市過疎地域持続的発展計画新旧対照表
公表方法	・総務部政策課（市役所本庁3階）、総合支所窓口での閲覧	
公表場所	・市役所ホームページへの掲載	
意見の募集方法	募集期間	令和7年9月8日～令和7年10月8日
	提出できる人	・本市に居住、勤務又は在学する方 ・本市に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・本市に納税義務を有する方 ・施策等の案に直接的な利害関係を有する方
	提出方法	・窓口への持参 ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール ・その他（ ）
	提出様式	・別紙意見提出用紙のとおり
意見の公表予定時期	【令和7年10月中旬頃】 ・提出された意見は、個人情報を除き市において取りまとめたものをさぬき市役所ホームページで公表します。 ・なお、提出いただいた意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください	

施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）

さぬき市役所総務部政策課  
住所：〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8  
電話：087-894-1112 ファクシミリ：087-894-4440  
電子メール：seisaku@city.sanuki.lg.jp